

『しき（接尾） 代名詞に付いて程度を示す語。卑下または軽侮の意がこめられる。…ほど。…くらい。「つたなくも我らしき諸傍輩〔ほうばい〕にあしく言はれ」<甲陽軍鑑<sup>五</sup>>  
「これ程しきでこなた様へ身代打ち明け話す事」<淨瑠璃・心中刃は氷の朔日・上>「ワレラシキ〔Xiqi〕コレラシキ〔Xiqi〕<日葡辞書>』

「近世上方語辞典」（前田 勇編）

『しき（接尾） 人代名詞 事物代名詞につき 程度を示す。ただし価値を低く見積もる心を表わす。「かれしき」「おのれしき」「我等しき」「それしき」〔下略〕』

資料 大言海（大槻文彦）

邦訳日葡辞書（土井忠生〔等〕編）

古語大辞典（中田祝夫〔等〕編）

近世上方語辞典（前田 勇編）

日本国語大辞典（小学館）

大辞典（平凡社）

## 64. 「若老」と「少老」

問 昔の役職に「若老」と「少老」とがありますが、それぞれどのような役でしょうか。

答 「若老」も「少老」も、共に伊達家の「若年寄」<sup>(1)</sup>の日本的な漢語的表現で、同一の役職のことで、古い資料の中でも区別なしに混用されています。

このことについてはP.197の注(5)に既述してありますが、「司属部分録」<sup>(2)</sup>に若年寄の職務権限について次のように記してあります。

### 『若年寄支配

若老ハ御政事之中存慮有之儀ハ言上之、御奉行出入司支配之外、江戸番頭を始詰所以上之輩を支配し、御兵具御馬御年譜幕小旗大筒稽古堂形討芸乱舞方之事務を掌り、且其人に依て評定役御鷹<sup>(10)</sup>方之事務をも兼帶す、〔下略〕』

この「司属部分録」を引用したものに、次の諸書があります。

### 1. 「伊達騒動実録」（大槻文彦<sup>(11)</sup>）

凡例の「仙台藩制」の部に、

『若年寄ハ、若老（或ハ少老）ナドトモ云ヒテ、参政ノ職ナリ、司属部分録ニ、「若老ハ、〔下略〕」トアリ、詰所以上トハ、高等官ト云ハムガ如シ、』とあります。<sup>(12)</sup>

2. 「天明度仙台飢餓記録語彙解説」（三原良吉。「仙台郷土研究」第15巻第2号の内）に、

### 「若老ジャクロウ

若年寄の事、少老、参政とも云へり。若年寄は御政治の中〔下略〕』とあります。

若年寄は、奉行に次ぐ要職だったので、大体1千石以上の家臣の中から任せられました。また、若年寄を出した家は「召出」<sup>(13)</sup>に列せられるのが例となっていました。

なお、「少」と「若」の漢字本来の意味について、P.300の注(2)に既述したが、「若」の使い方は非常に日本的なものであることに注意を要するので、下記の通り再録して置きます。

『「少」には「幼」「年少」の意味があるが「若」には「汝、如、もし、もしくは、或は、比する、及、至、乃、其、示、順、善」などの意味があり「わかい」の意味はずっと後世に生じたもので「康熙字典」等にもなく、使用の幅も狭く弱い。「わかい」という意味での使い方は非常に日本的であるともいえる。「儀式考附録」（林笠翁、『仙台叢書』別集の内）にも『若をわかと読〔よむ〕は弱の音を訛る也』<sup>(14)</sup>とある。「礼記」に『二十日弱〔じゃく〕冠』<sup>(15)</sup>というが、これを「若〔じゃく〕冠」と表記するのは誤りである。』

注(1) P.197の注(5)参照。

注(2) P.66の注(5)参照。

注(3) P.64の「28. 伊達家の奉行職」、P.213の注(6)参照。

注(4) P.198の注(6)参照。

注(5) 「司属部分録」に、『江戸番頭ハ賓客之応対、且他所御首尾届之事務掌る、江戸番組、定供〔じょうとも〕等を支配す。』とある。

注(6) おおづつ。大砲の古称。

注(7) どうがた。弓術。堂形はまた折懸堂形〔おりかけどうがた〕、三十三間堂とも称する弓稽古場で、貞享元年〔1684〕袋町に創設された。後に花壇へ、更に米ヶ袋に移された。三十三間堂とは、京都東山蓮華王院本堂の通称である。実長66間〔約120m〕の細長い堂で、此の堂の軒下と高縁の間2間半余、堂の端から矢を放ち、軒にも縁にも障らず66間の距離を射通すのを通し矢といふ。俄雨で雨宿りした武士が通し矢を射たことから、諸国弓術の名手がこゝに集まり遠矢を射て技を競うようになった。諸藩の弓場には、この三十三間堂の堂形を模した建物が設けられるようになった。2間に1本の柱が立つ、この柱間を一間と称した。

注(8) 武道

注(9) らんぶ。仙台で能樂のことをいう。

注(10) 「伊達騒動実録」（大槻文彦）の凡例の「仙台藩制」に『評定役ハ、評定人トモ、評定奉行トモ云ヒテ、幕府ニ對シテ家老脇ト称セシコト、寛文十二年〔1672〕六月廿一日、家老古内志摩が、幕府ノ申次、島田出雲守、大井新左衛門へ出シ、書（伊達伯蔵）ニ見ユ、此職、後ニハ、特ニ置カズ、〔下略〕』

「司属部分録」に『評定役ハ獄詔の評論議定を掌る、当時は兼役〔若年寄〕に被仰付置、』とある。

評定役は、司法裁判を掌り、町奉行を兼帶した。政宗時代からあったもので慶長11年(1606)5月政宗は町奉行に対して、「奉行の者共分別に未落居の義候はば、披露仕るべく候、御留主に候はば、評定衆へ申し聞かすべき事」と令したことからも知られる。2代忠宗の襲封直後、寛永13年〔1636〕8月、遠藤玄信以下5人の評定人を任命した。さらに9月20日、石母田大膳屋敷の下川岸の屋敷に「裁許所」〔後の評定所〕を建て、岸帶刀・真山正兵衛の兩人を裁許所公事書記役に任命したことは、忠宗の代になって司法制度がようやく整ったことを意味する。評定役は、若年寄と並んで奉行に次ぐ要職であるので、大体1千石以上の家臣の中から任命された。後には若年寄の兼役となつた。

注(11) P. 110 の注(4)参照。

注(12) P. 116 の注(7)、P. 209 の注(13)参照。

注(13) P. 214 の注(9)参照。

注(14) 「中華大字典」に『按日本文幼弱字亦以若為之』とある。

注(15) こうきじてん。中国の字書。大学士張玉書・陳延敬らが清の聖祖康熙帝の勅命により撰。康熙55年〔1716〕刊。「字彙」「正字通」に基づいて増補編纂した画引き字書。所収4万7千余字。最も権威ある字書とされた。現在、わが国で入手できるものに「標註訂正康熙字典」(渡部温訂正、昭和52年講談社刊)。

注(16) 林子平の父。P. 3 の注(1)をも見よ。

注(17) P. 15 の「7.仙台叢書について」参照。

資料 司属部分録(「仙台市史」第8巻の内)

伊達騒動実録(大槻文彦)

## 65. 看町の浜祭

問 看町で昔行われたというお祭について知りたい。

答 看町は、御譜代6町の一つで、仙台開府以来魚専売の特権をもつ、威勢のいい魚屋街で、旧暦の7月16日の浜祭という盛大な祭が、仙台の年中行事の一つになっていました。

この浜祭について書かれたものに、次のものがあります。

1. 「仙台年中行事大意」(二世十返舎一九。「奥羽一覧道中膝栗毛」第4編卷之下の内、嘉永2年<sup>(2)</sup>)